

第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告まとめ

資料 1-1

【基本目標】

【施策の方向】

【総括】

1. 家庭における子育てへの支援	(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備	身近なところで親子が集い、親同士も交流ができるよう、児童センター、幼稚園、保育所、図書館などでも内容を工夫しながら子育て支援の取組を広げてきた。情報発信の課題については、子育てアプリの情報を充実させ、既存の広報紙や事業案内なども見やすく改善し周知に努めている。今後も親子が気軽に立ち寄れるような居場所づくりや事業の展開、子育て支援の情報を入手しやすい環境づくりに努める。
	(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	対象者の把握と支援そのものに漏れがないよう、各所管課が連携しながら母子医療や生活保護費の母子加算など確実な支援に努めると共に、経済的な支援だけでなく、自立のための就労支援にも力を入れて進めてきた。今後もひとり親家庭に対して漏れなく支援を継続していくよう努める。
	(3) 子育て家庭への経済的支援	制度の周知はホームページや広報紙などが主であるが、窓口で直接説明を行うなど、対象者に漏れがないよう丁寧な対応に努めている。妊婦健康診査については、妊婦の更なる健康管理のため助成額を拡大して実施した。今後も引き続き制度の周知と案内に漏れがないよう努める。
	(4) 親と子どもの健康の確保	育児相談には毎回多くの相談があり、保健師に相談することで安心したいという保護者の思いが顕著である。ケースごとに丁寧かつ柔軟に対応をすることで子育てへの不安を軽減し、自信が持てるよう支援に努めた。今後も専門性を活かした相談事業を充実させ、各関係機関との連携を強化しながら、親が子育てに対して楽しくゆとりを持てるよう支援を継続する。
	(5) 子育ての悩みや不安への支援	子育てセンターでは、事業に参加している保護者に積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、スタッフが細かな相談にも応じている。子育てに関する多様な相談に対応するため、今後も支援者としての質や知識の向上に努める。また、子育て支援員については、保育士等の専門資格がなくても従事できる様々な子育て支援の場において活用することで、今後の市の子育て支援の質の底上げにも繋がるため、具体的な活用について関係課との調整を図る。
	(6) 要保護児童への支援	関係機関と連携し、支援が必要な児童の早期発見・早期対応に努めている。また、相談事業については、専門の相談員が対応するなどの支援に努めている。今後も子どもの最善の利益を念頭に、虐待の未然防止のための予防的な相談を充実し、学校園との連携なども含めた関係機関同士の更なる連携が必要である。
2. 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	(1) 就学前教育・保育の体制確保	市立幼稚園・保育所の適正規模について、「芦屋市立保育所適正化計画策定委員会」の検討結果及び学校教育審議会の答申を踏まえ、市全体で総合的に課題解決するため、改めて部局間の協議を重ね「市立幼稚園・保育所のあり方」をまとめた。また、質の向上については、就学前施設間の交流を積極的に進めており、交流を通して教育・保育内容の充実を図ってきた。今後も公開保育や研修などを積み重ねることで職員の質の向上を図り、子どもの健やかな成長に繋がっていくよう努める。
	(2) 小学校への円滑な接続	芦屋市就学前カリキュラムを踏まえ、日々の保育を実践する中で、就学前施設間での交流を重ねている。また卒所園後の子どもがスムーズに小学校に通えるよう、接続期カリキュラムを策定すると共に、近隣の小学校との交流を積極的にもつようにしている。保幼小での職員間交流や合同研修の実施により、就学前施設と小学校が今後更に連携を深めていけるよう、私立園も含めた交流を図っていく。
3. すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1) 地域における子どもの居場所づくりの推進	親子でのひろば事業は、どの地域においても高いニーズがある。子どもの居場所としては、保健福祉センターの運動室など、利用できる場所として定着した公共施設が増えてきた。その他の施設も利用料を減免したり、施設内でイベントを実施することでその施設を身近に感じてもらう取組などを実施している。今後も市内各地で子どもや親子が集える居場所や事業を展開し、同時にそれらの情報発信に努める。
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進	交通安全教室や防犯教室、防災訓練などの取組を繰り返し実施してきた。また防犯対策について、民間警備会社が行う体験型の防犯教室を小学校で新たに取り入れることとなった。今後も子どもたちが自ら危険を回避できるような講習などの取組を実施することに加え、通学路点検や防犯カメラの設置、下校時のパトロールなど、子どもが安全で安心して生活できる環境を整えていく必要がある。
	(3) 配慮が必要な子どもとその保護者への支援	配慮が必要な子どもとその保護者に対し、関係機関同士が連携して対応している。支援については、医師等の専門家の助言を得たり研究したりしながら、今後も個々の課題に対応できるよう関係機関同士の連携に努める。
4. 仕事と子育ての両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	イベントを実施する際は、土曜日を利用して開催することが定着してきており、父親の参加や夫婦での参加も多く見られる。男性の育児参加が更に定着するよう、今後も育児や働き方の意識啓発に努める。また仕事と育児の両立支援の一助として、病児・病後児保育事業や放課後児童健全育成事業等の環境の整備に努める。
	(2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備	現状では保護者が復職を希望する時期に、保育所等に入所するのは困難な状況にあるが、保護者からの入所相談に丁寧に対応し、保育所等の案内や説明、認可外施設の紹介、ファミリー・サポート・センター等の制度案内を行っている。今後も施設整備を進めながら、保育所等を希望する保護者への相談支援を継続して実施する。